

指導行政のポイント

公立中学の“進学塾連携”の是非

菱村 幸彦

東京で、公立中学校が進学塾と連携して補習授業を行う試みをめぐって問題となっている。

機会均等の観点から疑問を呈示

それは、こんな試みである。東京都の杉並区立和田中学校（藤原和博校長は民間人から登用）が、大手進学塾「サピックス」と連携して、夜間に補習授業を行うことを決めた。

補習授業は、同中学の保護者ら地域住民でつくる組織で運営するが、教材は学校と塾が協力して作成し、授業は学校の校舎を使って塾の講師が行う。授業料は、月、水、金の平日夜間コースが月1万8,000円、土曜午前を加えたコースが2万4,000円で、通常の塾料金よりは割安になっている。当面の受講希望者は2年生約20名という。

この試みに対し、都教委が「義務教育の機会均等の観点から疑義がある」として、杉並区教委に疑義を表明した。都教委が示した疑問点は、参加方法、費用の負担等について義務教育の機会均等という観点から疑義があること、特定の私塾に学校施設を利用させることは営利性を疑わせ、学校施設の公共性に反する恐れがあること、教材開発に校長や教員が関与することは、公務員の兼業・兼職の適正な手続きの観点から疑義があること の3点である。

法律的には、都教委が区教委に対し夜間補習を止めさせる権限はない。できるのは地方教育行政法48条に基づく指導助言か、同法54条に基づく報告の提出に限られる。今回の疑義の表明は、その範囲内で行われたものであろう。

もっとも、都教委も「学校の公共性確保などの課題が解決すれば問題ない。実施の判断は区教委にある」としているのだから、杉並区教委が都教委の疑問に答えたいうで、実施に踏み切ることが間違いない。

法律問題はともかくとして、教育論としてどう考えるか。これはかなり微妙な問題で、答えは簡単で

はない。石原慎太郎都知事は、「子どものために足りないものを補うのはいいことだ」と、この試みを積極的に評価しているが、このニュースを聞いて、何か釈然としない思いをもった人は少なくないと思う。

学校と塾は協力的存在に変わるか

新聞でこのニュースを読んだとき、私がまず思ったのは、「それにしても時代は変わったものだ」という感想だった。というのは、かつて東京都では学校の教師による補習授業すら否定した時代があったからである。

昭和40年、東京都の小尾厩雄教育長は、高校入試の過熱化を解消するため、教育長通達（いわゆる「小尾通達」）を出して、中学校における入試準備の補習授業の廃止、模擬テストへの参加の自粛、塾通いの抑制指導等を求めた。そして、日比谷高校を頂点とする高校ヒエラルキーの平準化をめざして昭和42年から学校群制度を導入した。

その結果、たしかに都立高校の平準化は実現し、公立高校間の入試過熱は低下した。しかし、代わりに私立学校それも私立中学校への受験競争が激化し、今日の進学塾の全盛状況を招く結果となった。親のホソネの教育要求の前にタマエの教育施策が敗退したわけである。

このところ、学校5日制の受け皿として、東京都下では、江戸川区、墨田区、台東区、中央区、港区などで、教育委員会が中心となって、土曜日の補習授業が行われている。そのなかには進学塾と連携をしているケースもある。

どうやら、ことの善し悪しは別として、学校と塾とは対立的な関係を徐々に脱し、ともに児童・生徒の教育に携わる協力的な存在へと変わりつつあるようだ。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●好評発売中！ ● 最新刊！ 菱村幸彦【編著】 A5判392頁・定価3,150円 教育開発研究所

『最新教育法規ハンドブック—学校管理職必携』

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）